

4 行政処分を受けた看護職員に対する再教育について

(1) 現状及び問題の所在

- 看護職員についても、行政処分事例、特に医療事故を巡って処分される事例が増加してきている。
- 医師、歯科医師については、平成17年4月22日に、「行政処分を受けた医師に対する再教育に関する検討会」報告書が公表され、行政処分を受けた者についての再教育を実施すべきであるとの方向性が既に打ち出されている。
- また、平成17年5月に、医療安全対策検討ワーキンググループから出された「今後の医療安全対策について」の報告書において、当面取り組むべき課題として、看護師等他の医療従事者についても、行政処分を受けた後の再教育について検討する必要がある旨指摘されている。
- 看護職員についても、医師と同様、業務停止の行政処分を受けた者が、一定の時間の経過のみで業務を再開できることには下記のような問題が指摘される。
 - ・ 看護技術不足によって発生した医療事故の場合、業務再開に当たって、安全で確実な看護技術が提供できる保証がない。
 - ・ 看護職員の場合も、長期間の業務停止となる場合があり、医療知識、看護技術が低下したままで業務を再開する危険性がある。
 - ・ 患者の立場からみて、過ちを繰り返さないという、医療事故再発防止に向けた取り組みがなく、医療の信頼回復にはつながらない。

(2) 再教育の必要性・有効性

- 行政処分を受けた看護職員について再教育を実施すべきかについては、生命に直結する業務であり、倫理観や知識・技術など個々の資質の再確認を行うことが必要である、特に医療安全の確保、患者の立場からすれば当然の措置であるとして、その必要性については概ね一致した。

- 医療安全の向上に対する再教育の有効性については、医療機関における医療安全対策が不十分な場合、看護師個人の努力には限界があることから疑問の声も出されたが、再教育の内容を個別に工夫することにより、再教育を受ける個人に対し、その資質を高め医療安全に資する効果も期待できると考えられる。また、行政処分を受けた看護職員の社会復帰の観点からも、再教育を行って一定の社会的評価を客観的に明らかにすることは意義があるものと考えられる。
- ただし、組織の安全管理体制の不備も原因の一つとなった医療事故については、再教育の有効性を高めるためにも、行政処分を受けた個人の再教育だけではなく、医療機関においては、医療機関の管理者など組織の責任者を含めた組織全体の改善が図られるよう、指導・教育、人員配置など具体的な対策に取り組む必要がある。なお、平成17年6月8日に厚生労働省医政局長宛に提出された、医療安全対策検討会議の意見で述べられているように、国、都道府県においても、安全、安心で良質な医療の確保に必要な基盤整備と人材の確保、それに必要な財源確保について配慮することが求められる。

(3) 今後の方向性

- 医師等に対する再教育についての内容の検討等を踏まえ、看護職員についても基本的には同様の措置を講じるべく、医師法等の改正とあわせて法の改正を行うべきである。
- 再教育の仕組みを導入する際には、次の点を具体的に検討する必要がある。
 - ・ 再教育を受けるべき対象者の範囲
 - ・ 再教育の内容
 - ・ 再教育の助言指導者
 - ・ 再教育の修了評価基準と認定
 - ・ 再教育の実施主体
 - ・ 再教育制度の管理責任者 等
- また、本議題に関連して、検討会で以下のような指摘がなされており、今後の検討に活用されるべきである。

- ・ 再教育の内容としては、具体的な事故事例、個々の処分に即して、どういう再教育であるべきかを考える必要がある。特に医療事故の場合、医療安全に関する研修はもとより、被害者、家族に対する深い理解が不可欠であり、被害者やその家族の話を直接聞いたり、個別の医療事故に即した事例検討を行う教育が重要である。また、看護業務の特徴として、チーム医療の視点が非常に重要であり、他職種との関わりの中で、どのように役割、責任を担って業務に従事するのかを教育していく必要がある。
- ・ 事故を起こした看護職員の心理的なケアも必要である。また、被害者の心情にも配慮しつつ、行政処分を受けた看護職員の社会復帰に向けた支援も必要である。
- ・ 予防的な意味で、看護基礎教育のなかでも行政処分の実例などを取り入れ、看護業務が患者にとって重大な影響を及ぼす重要な役割を担っており、安全面の配慮が不可欠であることを具体的に教育する必要がある。
- ・ 学生から専門職となった時期における教育が重要であり、新人の看護研修を実施し、その中で、医療安全について実地に教育すべきである。また、医療安全対策の一環から、看護職員全体を対象とした定期的な再教育も必要である。

Ⅲ おわりに

今回、短期間ではあるが集中的に検討を行い、中間まとめを行うことができた。今後、予定される医療部会における中間まとめに反映されることを期待する。また、当検討会として、引き続き、残された課題について検討を行い、一定の方向性を取りまとめていきたい。

「行政処分を受けた医師に対する再教育に関する検討会」報告書 を踏まえた新たな検討会の開催について

1. 趣旨

有識者からなる検討会を開催し、4月にとりまとめられた「行政処分を受けた医師に対する再教育に関する検討会」報告書で提言された、行政処分のあり方などの事項についてさらに検討を進める。

2. 主な検討事項

・ 処分類型の見直し

現行の行政処分の類型は「免許取消」と「医業停止」のみであるが、再教育制度の導入に当たり、医業停止期間は医業を含む再教育が実施できないこと等を踏まえ、「戒告」等の医業停止を伴わない行政処分の類型を設けることについて、どう考えるか。

・ 長期間の医業停止処分の在り方について

長期間の医業停止は、医業再開に当たって技術的な支障となる可能性が大きいことを踏まえ、医療の安全と質を確保する観点から、長期間の医業停止処分となるような事例については免許取消とする一方、免許取消に至らない事例については、一定期間の医業停止処分を十分な再教育を併せて課すことなど、長期間の医業停止処分の在り方についてどう考えるか。

・ 行政処分に係る調査権限の創設について

近年の行政処分件数の増加や医療事故を繰り返す医師に対する行政処分の要請の高まり及び迅速な行政処分の必要性に鑑み、国に、行政処分の根拠となる事実関係に係る調査権限を持たせることについてどう考えるか。

- ・ 医籍の記載事項

医師免許は医籍に登録されることによって行われ、行政処分に関する事項も医籍に登録されている。再教育は、医業に復帰するための重要な過程であることから、再教育を修了した旨についても医籍に登録することについて、どう考えるか。

- ・ 再免許等に係る手続の整備

行政処分を避ける目的で、行政処分の可能性がある医師が処分決定前に免許を自主的に返上した場合、行政処分は実施されず、かつ、現行法規では再免許交付を妨げる明確な規定がない。こうした事例に対応できる手続を整備することについてどう考えるか。

- ・ 国民からの医師資格の確認の方法について

現行では、国民が、ある人が医師であることの確認を行う手段がないが、そのための実現方策、問題点等についてどう考えるか。

- ・ その他

3. 検討スケジュール

17年中を目途に、報告書を取りまとめることとする。

行政処分を受けた医師に対する再教育に関する検討会 報告書(概要)

1 はじめに

- 医道審議会医道分科会の方針(平成16年3月)に基づき、行政処分を受けた医師に対する再教育の具体的内容について取りまとめたもの。
- 行政処分を受けた歯科医師に対しても、同様の取組みが講じられるべきであること。

2 行政処分の現状と問題点

- 医業停止を受けた医師(被処分者)は、医業停止期間を過ぎれば、特段の条件なく医業に復帰することができること。
- しかし、被処分者は職業倫理の欠如や医療技術の未熟さ等があつて、行政処分のみでは反省や適正な医業の実施が期待できないとの指摘があることから、被処分者が反省し、医業再開後に適正な医業が行われるようにするための具体的な過程を整理することが必要。

3 再教育の在り方

(1) 再教育の目的

- 国民に対し安心・安全な医療、質の高い医療を確保する観点から、被処分者の職業倫理を高め、併せて、医療技術を再確認し、能力と適性に応じた医療を提供するように促すこと。

(2) 再教育の内容

- 被処分者ごとに、職業倫理・医療技術のそれぞれについて助言指導者(後述)を選任すること。
- 職業倫理に関する再教育においては、教育的講座の受講、社会奉仕活動等の中から各被処分者が組み合わせて実施(月1回程度、助言指導者が面接)。
- 行政処分の理由が医療技術上の問題と考えられる場合には、当該技術について評価を行い、被処分者の能力と適性に応じた、医業再開の環境と条件を検討する機会とすること。
- 医業停止期間が長期にわたる場合には、医学知識の不足と医療技術の低下を補えるものとする。

(3) 再教育を受けるべき対象者

- 職業倫理に関する再教育(倫理研修)については、職業倫理について自ら省みる機会を提供するという観点から、行政処分を受けた者全てを対象。
- 医療技術に関する再教育(技術研修)については、原則として医療事故を理由とした行政処分を受けた医師及び医業停止期間が長期に及ぶ医師を対象。
※免許取消処分を受けた者については、将来的に免許の再交付がなされる場合に、再教育を義務づけることが適当。

(4) 再教育の助言指導者

- 被処分者の状況に応じて適切な指導、助言を行う者(助言指導者)の存在が重要。
- 倫理研修における助言指導者は、必ずしも医師であることを要しないこと。
- 技術研修における助言指導者は、被処分者の医療技術を評価する役割を担うため、当該分野において専門的知識・技術を有する医師であること。

(5) 再教育の提供者

- 再教育は、助言指導者自身が提供する場合もあれば、助言指導者とともに作成する研修計画書に基づき、第三者が提供する場合もあること。
- 倫理研修の提供者は、助言指導者自身の他、医療関係団体や、社会奉仕団体、公益団体、学校法人などが想定できること。
- 技術研修の提供者は、助言指導者、あるいは当該医療分野において実績をもつ医療機関ないし医師個人であること。
- 再教育に係る直接の費用は、原則として、再教育を受ける者の負担とすることが適当と考えられること。

(6) 再教育修了の認定

- 厚生労働省は、研修実施報告書(被処分者が作成)及び研修評価書(助言指導者が作成)を審査の上、一定の評価基準を踏まえ、再教育の修了の認定等の措置をとることが考えられること。
- 被処分者が再教育を受けない等の場合には、必要な措置を行うべきであること。

(7) 再教育の実効性を担保する方法

- 医師法を改正して、被処分者に対して再教育を義務付けることが必要。

(8) 国の役割

- 医師法改正により、再教育制度に法的な根拠を与えるとともに、助言指導者の養成等の環境整備を行うこと。
- 国に、行政処分の根拠となる事実関係について、調査権限に基づき調査を行うなど行政処分に係る事務を担当する全国的な専門組織を設けることが適当であること。

4 当面の対応

- 当面は、現行制度の下で試行的に対応し、その取組みにおける知見を踏まえて、実効性のある再教育制度を構築すべきであること。

5 行政処分の在り方等に関する検討事項

- 本検討会と別の場で検討されるべきことであるが、その際に役立つよう、検討事項(新たな行政処分の類型の設置、医療事故を理由とした行政処分の在り方、再教育を修了した者の医籍への登録等)を記述したこと。

今後の医療安全対策について（概要）

1 経緯・位置付け

厚生労働省は、「医療安全対策検討会議」が平成14年4月に取りまとめた「医療安全推進総合対策」に基づき、医療機関における安全管理体制の整備、各都道府県に患者相談窓口としての医療安全支援センターの設置、事故事例やヒヤリ・ハット事例の収集・分析事業の実施等、医療安全に関する様々な施策を進めてきた。

今般、医療安全対策の推進を図るため、医療安全対策検討会議のもとに設置した医療安全対策検討ワーキンググループにおいて「今後の医療安全対策について」（報告書）が取りまとめられ、同報告書は、本年6月8日に開催した「医療安全対策検討会議」の検討を経て厚生労働省に報告された。本報告書は、「医療安全推進総合対策」の考え方を尊重しつつも「医療の質の向上」という観点を一層重視し、「医療安全推進総合対策」に基づく対策の強化と新たな課題への対応について提言している。

2 重点項目

本報告書は、次の3本の柱を重点項目として、それぞれの項目ごとに将来像のイメージと、その実現に向けて、早急に対応すべき課題と施策を掲げている。

- 1 医療の質と安全性の向上
- 2 医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止策の徹底
- 3 患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進

3 主な提言内容（将来像のイメージ・当面取り組むべき課題）

対 策 分 野	主 な 内 容
1 医療の質と安全性の向上	【将来像のイメージ】 ○ 医療機関等における医療の質と安全に関する管理体制 ①医療を提供する全ての施設、薬局等において、管理体制が整備され有効に機能している。 ②質の高い医療を実現するために必要な人材が確保され、クリニカルインディケーター（医療の質に関する評価指標）等を用いて、医療の質の評価が適切に行われている。 ○ 医薬品・医療機器の安全確保 ①医薬品の安全使用と医療機器の管理に関する責任体制が整備されている。

対 策 分 野	主 な 内 容
	②医薬品に関し、医療従事者と患者の間、医療機関と薬局との間に十分な連携が図られており、夜間、休日における安全管理体制が整備されている。 ③特に安全管理が必要な医薬品についての業務手順が確立し、実施されている。 ④医療機器の保守・点検と使用に関する研修が実施されている。 ⑤医療機関及び医薬品・医療機器メーカー等による有害事象の情報収集・共有・提供体制が整備され、安全面に十分配慮された医薬品・医療機器が供給・採用されている。 ○ 医療における情報技術（IT）の活用 ①医療における IT 化を促進するため、必要な基盤整備が図られ、IT 機器の活用により患者との情報共有が推進されている。 ②ヒューマンセンタードデザイン（使う人の使いやすさを考慮したデザイン）の視点で開発された IT 機器が導入され、事故の未然防止が図られている。 ○ 医療従事者の資質向上 医療従事者の資質向上により、医療の質と安全の向上が図られ、客観的にモニターするための手法が開発されている。 ○ 行政処分を受けた医療従事者に対する再教育 行政処分を受けた医療従事者が、医療を提供するための再教育を受け、医業再開後、適正に医業を行っている。
	【当面取り組むべき課題】 ○ 医療機関等における医療の質と安全に関する管理体制・院内感染対策の充実・強化 医療を提供する全ての施設、薬局に対する規模や機能に応じた安全管理体制、院内感染制御体制の充実・強化。 ○ 医薬品・医療機器の安全確保 ①医薬品の安全使用と医療機器の管理に関する責任体制の整備 ②医薬品の安全使用のための業務手順書の整備 ③医療機器の保守・点検と使用に関する研修の実施 ④医療機関及び医薬品・医療機器メーカー等による有害事

対 策 分 野	主 な 内 容
	象の情報収集・共有・提供体制の整備 ⑤持参薬の情報等について医療機関と薬局との連携強化 ○ 医療従事者の資質向上 ①臨床研修を受ける医療従事者のための医療の質と安全のための研修資料や教材の提供等と指導者の研修 ②職種横断的な研修、意見交換の実施 ○ 行政処分を受けた医療従事者に対する再教育 平成17年4月に取りまとめられた「行政処分を受けた医師に対する再教育に関する検討会」報告書を踏まえた再教育制度の構築及び行政処分を受けた看護師等他の医療従事者に対する再教育の検討の必要性。
2 医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底	【将来像のイメージ】 ○ 医療事故の発生予防・再発防止策の徹底と医療事故の減少 登録分析機関に集積されたヒヤリ・ハットや事故等の事例の分析に基づく発生予防・再発防止対策が、医療機関・薬局・患者・国民・関係企業等に周知され、効果的な対策が講じられることにより、国民に信頼される安全、安心で質の高い医療が確保されている。 ○ 医療事故の届出、原因分析、裁判外紛争処理及び患者救済等の制度の確立 ①医療事故の届出に基づき、中立的専門機関において原因分析が行われ、患者等への速やかな説明と事故の発生予防や再発防止に結びついている。 ②医療における苦情や紛争について、裁判による解決のほか、裁判外紛争処理制度が確立している。 ③事故等への補償制度が確立し、必要な場合には患者等に対する補償が行われている。 ④これらの制度が適切に運用され効率的な医療安全対策に結びつくとともに、医療従事者がリスクの高い医療についても、萎縮せずに提供することができる。
	【当面取り組むべき課題】 ○ 医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止の徹底 ①対策を講じるために有効なヒヤリ・ハット、事故事例報

対 策 分 野	主 な 内 容
	告様式の作成 ②医療機関の管理者及び医療安全管理者の役割を明確化と研修ガイドラインの作成 ③薬局におけるヒヤリ・ハット事例の収集 ④医療機関、国民に対し、ヒヤリ・ハットや事故事例の分析結果と発生予防・再発防止策を迅速に周知させるためのルールの明確化 ○ 医療関連死の届出制度・中立的専門機関における医療関連死の原因究明制度及び医療分野における裁判外紛争処理制度 ①「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」を通じた課題の整理と基礎資料の整理 ②医療機関、医療従事者や患者遺族等との調整・調停を担う人材の養成方法等の検討
3 患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進	【将来像のイメージ】 ○ 患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進 ①患者、国民が医療に主体的に参加することの意義について理解している。 ②医療従事者と患者との間に情報共有が進み、医療のリスク軽減と質の向上が図られている。 ③医療を提供する全ての施設等において、施設の規模、機能に応じて、患者との情報交換や相談等を行う窓口が設置されている。 ④患者からの相談等が医療に反映され、リスク軽減と質の向上に役立てられている。 ○ 医療安全支援センターの充実 ①医療安全支援センターは、患者からの相談等を受けるほか、患者の医療への参加を総合的に支援するための機能や医療機関等の相談窓口における担当者の支援機能を有する機関となっている。 ②医療安全支援センターは保健医療の課題を地域単位で確立するための連携の要となっている。
	【当面取り組むべき課題】 ○ 患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進

対 策 分 野	主 な 内 容
	①患者、国民の医療への主体的な参加を促すための国、自治体、医療機関等による情報提供、啓発、普及活動の推進等 ②医療機関の規模や機能に応じ、患者からの相談等を受け付ける機能や窓口の設置に関する検討 ③医療従事者、相談担当者への研修、情報提供の実施 ○ 医療安全支援センターの充実 ①医療安全支援センターの機能の充実と評価、制度的な位置付けの検討、整備促進 ②医療安全支援センターの職員等に対する必要な研修とカウンセリング等による心身面での健康保持への留意
4 医療安全に関する国と地方の役割と支援	【将来像のイメージ】 ①医療安全対策に関する国、都道府県、医療従事者の責務及び医療安全の確保における患者、国民の役割等が明確化されている。 ②医療安全については、医療行政を所管する都道府県が具体的な取組を進め、国は法令の整備、情報提供、IT化の促進、研究の推進及び財政的支援等、医療安全推進のインセンティブを高めるための役割を果たしている。
	【当面取り組むべき課題】 ①国による医療安全対策に関する国、都道府県、医療従事者の責務及び医療安全の確保における患者、国民の役割等の明確化 ②国、都道府県によるハイリスクの部署や診療科に特化した対策と個別具体的な取組を推進、その財政的側面への配慮 ③国、都道府県による医療機関における機能分化と連携、効率的、効果的な医療提供体制の構築、医療における必要な人材の確保とその適切な配置促進